

管理 No.	F072
--------	------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署:福祉部 介護福祉課
(施設整備係 /内線:4756)

根拠区分	法律・条例	
許認可等の名称	社会福祉法人立の養護老人ホーム等の廃止等の時期の認可	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	老人福祉法 (昭和 38 年法律第 133 号)
	根拠規定条項	16 条第 3 項
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	老人福祉法施行規則 (昭和 38 年厚生省令第 28 号)
	基準規定条項	第 5 条
	審査基準	当該施設の廃止等に伴い現に入所している者に対する処遇が低下しないこと。 奈良市内における同種の施設の入所定員の総数が、奈良市老人福祉計画等において定める必要入所定員総数に既に達しているか、奈良市老人福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがないかどうか等。
標準処理期間 (経由機関の日数)		
本票の作成日	平成 29 年 2 月 22 日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

審査基準(裏面追加)

	基準内容
審査基準等 補足	